

役員の選任、定年及び任期に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「本連盟」という。）の役員（理事及び監事）の選任、定年及び任期に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。

- (1) 理事会が推薦する者 22名以内
- (2) ブロック協議委員会が互選により推薦する者 2名以内
- (3) 学識経験者 7名以内

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、定款に定める2名以上3名以内の範囲内で、理事会が総会に推薦するものとする。

第3章 役員定年制及び任期の制限

(定年制)

第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が65歳未満でなければならない。

2 任期中に満65歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

(任期の制限)

第5条 理事及び監事の連續しての任期は8年までとする。

2 任期中に連續しての任期が8年を超えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

第4章 雜 則

(本規則の変更)

第6条 この規則の改廃は、理事会の承認を要する。

附 則

1. この規則は、平成31年2月2日から実施する。
2. この規則は、令和2年10月31日から改定施行する。